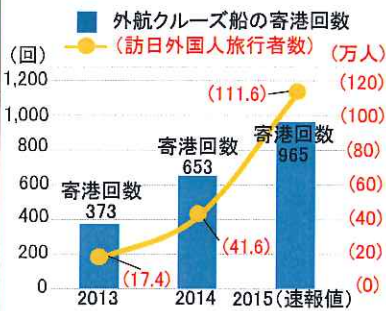


● 港湾法の一部を改正する法律(平成28年法律第45号)

我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、一定の旅客施設等を特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として追加するとともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する等の措置を講ずる。

背景・必要性

①外航クルーズ船による訪日外国人の受入環境の改善
外航クルーズ船の寄港回数及び訪日外国人旅行者が増加しており、港湾における受入環境の改善が急務。



訪日クルーズ旅客
2015年 111.6万人
→ 2020年 500万人

我が国港湾への外航クルーズ船の寄港回数及び訪日外国人旅行者数

②港湾における洋上風力発電施設等の導入の円滑化

<港湾への洋上風力発電施設の導入背景>

- ・広大な空間と安定的な風力エネルギーの存在
- ・海上輸送による部材等の運搬が容易
- ・背後地に近接し、電力系統への接続が容易

長期間にわたる占用の許可について、施設の維持管理等にも配慮しつつ、占用者を適切に選定する基準及びその手続の明確化を図る必要。

洋上風力発電施設による発電量
2014年度 0.2億kWh → 2030年度 22億kWh

法律の概要

①クルーズ旅客施設の無利子貸付対象施設への追加

- ・港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、クルーズ旅客施設等を追加。



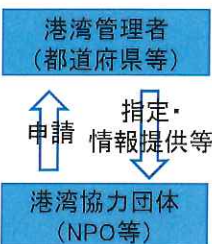
旅客施設 (博多港)



旅客施設内の様子 (博多港)

②官民連携の促進のための体制構築

- ・港湾管理者がNPO等を「港湾協力団体」として指定し、連携して港湾の管理等を実施。
- ・港湾情報提供施設を港湾施設に追加し、官民が連携して港を拠点とした地域住民の交流・観光振興を促進。



民間団体によるクルーズ船の歓迎イベント



港湾情報提供施設のイメージ

③公募による占用許可手続の創設

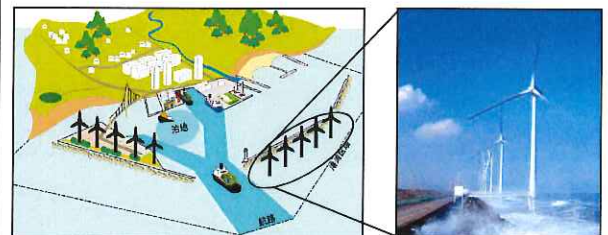
- ・長期間にわたり港湾区域内の水域等を占用する施設(洋上風力発電施設等)の設置に関する手続を創設。

①港湾管理者が公募占用指針を策定

②事業者が港湾管理者に公募占用計画を提出

③港湾管理者は、最も適切な計画の提出者を選定し、当該計画を認定(認定の有効期間は20年以内)

④事業者は、認定計画に基づき占用の許可を申請
→ 港湾管理者は、占用を許可



港湾への風力発電の導入イメージ 洋上風力発電施設

外国人の訪日需要をさらに促進し、我が国の国際競争力を強化するとともに、地方の港湾を含め港を拠点とした地域活性化、地方創生を推進。